

平成30年6月定例会 常任委員会

企画環境委員会

委員長名	鈴木智
委員会開催日	平成30年7月2日(月)、3日(火)
所属委員	〔副委員長〕佐藤雅裕 〔委員〕 鳥居作弥 渡部優生 安部泰男 宮本しづえ 杉山純一 宗方保 小桧山善継



鈴木智委員長

- (1) 知事提出議案：可 決…3件
承認…1件

[※知事提出議案はこちら【PDF】](#)

- (2) 議員提出議案：可 決…2件
否 決…1件

[※議員提出議案はこちら【PDF】](#)

- (3) 請 願：採 択…1件
不 採 択…1件

[※請願はこちら](#)

(7月 2日 (月) 企画調整部)

宮本しづえ委員

アーカイブ施設の製造請負契約について聞く。11億8,000万円と金額的には大変大きな事業になり、恒常的に常設展示する施設をつくるのだと思うが、大ざっぱにどういった内容の施設になるのか。常設の施設はどうしても期間が経過すると飽きがる。そうならないための仕掛けをどうつくるかが、こういう施設の一つの課題であり、その辺をどのように考えているか。

また、町は町として復興関連施設をつくるため、県がつくる施設と町がつくる施設との機能のすみ分けをどのように考えていくのか。

生涯学習課長

まず、内容については、公表しているように、さまざまなプロローグから事故の始まり、日常、その後災害が起こり、避難の長期化といった順に、その時代の資料や実際に活動していた方から収集した証言、避難の場合については、避難した方の作文、証言の映像記録等を時系列的に展示していく。また、放射線、原子力関係については、実際に線量を測定する疑似体験ができる施設、器具等を展示し、実際に目で見てわかる方法を考えている。

次に、ある程度の期間で飽きがるのではないかとこのことで、神戸市の「人と防災未来センター」では5年に1回程度

大規模な入れかえを行っている。本県の事案も今のところ予定では5年に1回大規模な入れかえをする予定である。それ以外にはさまざまな企画展、委員指摘の町と連携したイベントを継続的に行ったり、細かい資料の入れかえを適宜行っていく予定である。

また、各町村でつくっている施設との機能のすみ分けについて、各町村はどちらかという自分たちの町の細かい歴史を取り上げ、公民館機能をあわせ持ち、我々が取り上げられないような町村単位における独自の細かい収集物を拾い上げていくと聞いている。県の施設は、原子力災害による複合災害をメインとした収集、保存となるため、それ以外の拾い切れていない、町村が行うべき独自の細かいものは町村で収集、保存することになっている。ただ、これが連携せずに各町村だけで終わってしまったは何の効果も得られないため、最終的に相乗効果を持ち、各施設を回ってより深く理解してもらえる仕組みを今後考えていく予定である。

宮本しづえ委員

11億8,000万円というのは建物ではなくて展示する構造物に係る金額だと思う。この金額は決して安くはない。全体で契約するため、どこの部分にかかるかはなかなかわかりにくいかもしれないが、これだけの金額がかかる主な理由について説明できることがあれば聞く。

生涯学習課長

展示設計業務といってもかなり細かくて膨大な設計になるため、どこの部分にどのぐらいと説明することは難しい。金額が高いのではないかとこの考えが根底にあると推察するため、類似施設として三春町の環境創造センターについて述べると、展示スペースは約1,000㎡だが、シアターを除いたスペースだけで約7億円かかっている。アーカイブ拠点施設は展示スペースが約1.7倍で、単価的には11億9,000万円におさまる範囲内であり、内容的に環境創造センターと同じぐらいの金額となっている。飛び抜けて高いということはない。

議案の内容は、基本的に平成30～32年度の債務負担行為で3カ年の契約が一括となっているため、どこの設計でどのぐらいと答弁することは難しい。どうしてもということであれば、具体的に幾つか設計書から抜き出すことは可能であるが、11億円分だと時間がかかり過ぎるため類似施設の事例を出して説明した。

宮本しづえ委員

ちなみに、契約の相手方の(株)トータルメディア開発研究所は、どこか県内で仕事をしているか。

生涯学習課長

先ほど述べた環境創造センターは、入札によって同社が施工している。

鳥居作弥委員

今回、2,082万円の補正の中身はJヴィレッジについてであり、今後、Jヴィレッジをどう利活用するかは本当に難しい問題だと思う。これだけの額を計上しているが、利活用方を検討する主体は誰か。

エネルギー課長

地域に広がるJヴィレッジ活用策検討事業については、ここに計上した2,082万3,000円のうち約1,500万円を予算として実施する事業である。どこが主体となって検討していくかについては、大手のシンクタンク等に委託はするが、事務局である県が中心となって立地町、JR東日本等関係機関を参集し、しっかりと検討していく。

鳥居作弥委員

こういった施設が全国津々浦々ある中で特異性、差別化、新しい発想などいろいろな可能性があると思う。既存の企業に声かけをすることはよいが、新しい発想で新しい形をつくるような主体を今後つくってほしい。

渡部優生委員

J ヴィレッジ関係で、全天候型練習場の指定管理者を（株）J ヴィレッジに指定する委託金額も出ているが、あらかじめいろいろな条件をつけて予算を組み、提案してもらったと思う。J ヴィレッジが再開するため、後先が逆になっても今回はやむを得ないが、本来であれば、まず、県が主体となって地域振興のためにこうしていくという利活用計画があって、それを（株）J ヴィレッジに示し、それを受けて必要な金額が示され、採択していく手順となる。今後計画が策定され、それによって事業を行ったときにこの金額に影響がないのか、間に合うのか。計画と金額との整合性について聞く。

エネルギー課長

全天候型練習場の指定管理について、委託料がことし8月1日から年度末までの分で500万円程度、委託の期間は平成34年度までの5年間を債務負担行為として計上している。指定管理者を選定するに当たって、（株）J ヴィレッジから細かい利用料金の収入や支出を計上してもらい、それを審査した上で、不足額を年度ごとに計算して指定管理料を算出している。今後、実際に料金収入が大幅に下回る事態となればそれを補填していくことが当然必要になり、指定管理委託のルールがそのような形になっているため、ルールに従ってしっかりと対応していきたい。

渡部優生委員

委員会の視察でJ ヴィレッジに行き、再開に向けてのさまざまな課題も聞いた。準備を進めている中で、非常に人手が足りない、人数も40人も50人も足りない中でこれから再開しなくてはならないという現場の声ももらった。実際の現場で働く方々を集めていくにはそれなりに人件費の面で面倒を見ないとなかなか集まらないし、実現しないと再開してもなかなか満足のいくサービスを提供できない。その辺は指定に当たってどのように現場と協議して金額に反映しているのか。

エネルギー課長

指定管理の対象となる全天候型練習場に関して言うと、必要な業務の見込みを立てており、今後専従職員として2名体制の計画ができています。ただ、今後その方を探して依頼することになるため、現場の（株）J ヴィレッジ等と情報共有しながら人材確保に取り組んでいきたい。

宮本しづえ委員

先ほどアーカイブ施設について質問したが、今回の被害の実態を伝えるときに、体験した方の言葉の力が非常に大きいと思う。直接かかわった被害者の中から語り部をしっかりと育成していく取り組みが、この施設を生かすかどうかの鍵を握ると思う。

たしか北海道の奥尻町に行ったときに町の職員で雄弁な語り部の方がいて、すごい方がいると感心した。災害の状況が非常にリアルに伝わってきて説得力があると思った。

全国で大きな被害を受けたところは必ずそういった方を育成している。本県においては、確かに複合災害であるため被害の形が町によっても違うし、津波被害を受けたところもあれば、原発事故だけの被害もあり、地域によってかなり多様化している。各地域の特性に合った伝え方があってよいし、そうしなくてはいけないと思う。そういった点で、各自治体としっかり連携して、生きた言葉で語っていく人材をどれだけ育成できるかが非常に重要であると思い、この施設についても考えてきた。語り部の育成については、現段階でどういった状況にあるか。

生涯学習課長

委員指摘のとおり、生の声は非常に重要だと思っており、語り部及びボランティアの育成事業を今年度から実施している。ただ、ほかの大規模災害時には若い方がそのままいるが、本県の大きな特徴として、今避難しているため、いきなり語り部をどんどんふやしていくよりは、まず初めに若者が震災を学び、将来ボランティアとなってくれるように、今語り部をしている方と交流を持つ人材育成事業を始めている。これは今年度初めてで、福島大学とふたば未来学園高校に人数を募り、実際、震災を体験して語り部の活動をしている方や、実際に震災を経験している方と大学生、高校生が交流の場を持って、将来の語り部やガイドにつながる機運を醸成する事業である。

もう一つは震災を語り継ぐ人材の育成事業で、まさに今語り部をしている方からいろいろな話やノウハウを得て語り部の数をふやしていく事業である。こちらは6月18日から募集を開始したばかりで、まだ事業の完了形としての報告はできないが、この2つの事業を将来の語り部やガイドの育成につながるものとして今年度から始めている。

宮本しづえ委員

現時点で県が把握している語り部の活動をしている方は何人か。

生涯学習課長

各町村に登録している語り部の団体はおおよそわかるが、7年ぐらいたってやめている方等がいるため、今数字を把握していない。富岡町の震災を語る会といった団体は把握しているが、その団体にいる人数や年齢層は把握していない。

宮本しづえ委員

今具体的に富岡町と出たが、少なくとも避難地域にはそれに見合う団体があると考えてよいか。

生涯学習課長

基本的に各町村に1団体程度は語り部のような団体が組織されていると捉えている。

宮本しづえ委員

本会議でも質問したが、避難者の実態をどうつかむかが非常に大事だと思う。公務員宿舎を県が借り受けて貸し出しているセーフティーネット住宅について、4月に家賃の引き上げが行われた。家賃が上がったこともあり、新たな家賃で契約を結ぶ形になると思う。現時点での契約書を交わした件数とまだ交わしていない件数を聞く。

生活拠点課長

セーフティーネット住宅の今年度の契約であるが、今年度対象は130世帯で、そのうち107世帯が契約済みとなっている。残り23世帯については未契約である。

宮本しづえ委員

未契約件数については、東雲住宅が一番多いと思うが、住宅ごとの内訳を聞く。

生活拠点課長

23世帯の内訳だが、東京都にある東雲住宅が14世帯、同じく東京都の東久留米住宅が3世帯、埼玉県領家宿舎が3世帯、京都府桃山東住宅、茨城県並木住宅、神奈川県宮崎台住宅が各1世帯となっている。

宮本しづえ委員

やはり東雲住宅が一番多い。これは家賃の金額に納得できない方が多いのか、それとも別な理由があるのか。それぞれの理由はどのように把握しているか。

生活拠点課長

個々に詳細な事情までは把握していないが、昨年度来、契約に関して電話で連絡をとっている中では、そもそも対象者がいわゆる区域外で自主避難者となるため、平成29年3月末での供与終了に反対している方もいるし、こちらから契約書を送っても忘れてたりなくしてしまった方もいるようである。また、昨年度来、契約しても家賃を滞納する方がおり、そういった方で今年度についても未契約という方もいる。

宮本しづえ委員

家賃がまだ払われていない方は何件ぐらいになるか。

生活拠点課長

今把握しているのは、23世帯のうち8世帯が昨年度の家賃を一部払っていない。

宮本しづえ委員

それぞれ理由があるだろうが、特に東雲住宅は非常に値上げ幅が大きかったと思う。駐車場の料金が安いこともあるため、余計に車を持っている世帯にとっては大きな引き上げになってしまった。ただ、去年、災害救助法に基づく支援が終わり、新たな契約でスタートしてまだ1年しかたっていない。一般的に住宅が1年ごとに値上がりすることは余り聞かない。2年間は同じ家賃が一般的な入居契約のあり方だと思う。

県は確かに値上げになると知らせてはいたとのことだが、幾らになるかがわからなかった。金額を見て、入居者は4月になってみたら上げ幅が大きく、そこでの戸惑いがあるのではないかと思った。

これは国が家賃を値上げしたため、そのままストレートに入居者に負担してもらってつけないためにこういった形になったが、たった1年で家賃がこんなに上がることで自体が果たして適切だったのかとの思いがずっとある。何とかならなかったのか。

生活拠点課長

平成29年3月末の供与終了時点からのセーフティーネットとして、2年間限定で家賃を負担した上での制度になるが、国家公務員の使用料と同額となっており、国家公務員もこの4月に上がった。年末に来年度は家賃が上がる見込みであると知らせ、最終的に国からの正式な知らせが3月末であったため、細かい金額については4月に入ってからとなってしまった。ただ、そもそもこの制度は国家公務員と同じということが大前提となっているため、理解願う。

宮本しづえ委員

先ほどセーフティーネット住宅について聞いた。入っている方々は必ずしも来年度以降もずっと住むことを希望しているわけではないようである。しかし、戻るにはまだ心配があるという方も少なくないため、都営住宅に優先的な入居を要請してもらえないかとの希望もあると聞いているが、東京都側は県からの要請があれば検討するニュアンスの話をしているようである。県としては都営住宅の優先入居についてどのように受けとめているか。

生活拠点課長

一般的にいわれる自主避難者に対する優先入居、子ども・被災者支援法を踏まえた対応は全国的に行っている。このセーフティーネット住宅の入居者への対応に関して東京都からのそういった話は承知していない。ただ、東京都にはいろいろと独自の被災者専用枠や毎月の入居募集といった形で非常に手厚く対応してもらっている。

宮本しづえ委員

避難先の自治体によっては相当手厚く支援しているところもあり大変ありがたい。東京都としても県知事の要請があれば検討しないでもないと話をしているようであり、継続して住みたい方々もいると思われるため、ぜひ東京都とも連絡をとりながら来年度以降について対応してほしい。

来年度以降について、セーフティーネット住宅も家賃補助も今年度で終わりということが県の方針である。その後どうするかが避難者にとっても県にとっても課題になってきている。大まかに1万7,000人が避難指示区域外からの県外避難者とつかんでいるが、家賃補助を受けているのは2,000世帯であるため、それ以外の人たちは補助はないが県外避難を継続していると思われる。

こういった人たちが来年度以降どうするかを県としてつかむ必要があるのではないか。家賃補助を受けている世帯については何らかの形で接触を持っているが、それ以外の世帯についてはなかなか接触の機会がなく、具体的に避難者や周りから心配だとの声でもないと訪問の機会がない。制度の大きな切りかえ時期でもあるため、丁寧に意向調査をする必要があると思うが、そのような意向はないか。

避難者支援課長

避難者数の把握について、以前から同じような質問を受けているが、避難者を把握するに当たっては、戻る意思がある方など客観的、外形的に把握しづらい点もあり難しい。我々としては現在も続けている戸別訪問や相談対応の中でしっかり避難者の個別課題を把握しながら対応していきたい。

宮本しづえ委員

確かに問題があると思われる世帯については個別の接触で支援していることは承知している。ただ、そういった具体的な接触の機会がない世帯でも問題を抱えている世帯が相当いるのではないか。1万7,000人の避難者は、世帯数にすると6,000世帯ぐらいになり、家賃補助を受けているのは2,000世帯と考えると、県はあとの4,000を越す世帯の状況をよくわかっていないと思われる。ここについても、本人たちがどういった意向かを丁寧に確かみながら支援していく必要がある。

これは避難指示区域外の避難者であるが、避難指示区域内の県外避難者も約1万7,000人いると思う。災害救助法に基づく住宅の無償提供が今年度で終わる世帯も当然この中に含まれる。この人たちについては、それ以降について戸別訪問を今行っている最中ではないか。来年3月で住宅の無償提供が終わるために戸別訪問が必要となっている避難指示区域内の世帯は何世帯か。

生活拠点課長

今年度末で供与を終了する世帯については、昨年11月ごろに住まいの意向調査を行っており、その中で住居がまだ決まっていなかったり返事がなかった約1,250世帯に対して戸別訪問をすることにしている。

宮本しづえ委員

避難指示区域内の避難者については意向調査に基づいて訪問が必要だと明確に出てくるし、今丁寧な訪問が始まっていると思う。避難指示区域内については丁寧な対応がなされるが、避難指示区域外についてはどうしても丁寧に欠けるこ

とが問題ではないかとずっと指摘してきたつもりであり、今後も県にとって非常に重要な課題だと考える。国がアンケート調査の対象から外すとのことだが、県としては同じ県民が避難しているため、改めて個別に丁寧な対応を求めている。

その上で、本会議でも家賃補助は来年3月いっぱいまで終わり、それ以降の延長は難しいとの答弁があった。福島に不安があって戻れない状況をつくり出した原因は一体どこにあったのか、誰なのかには県は絶えず立ち返るべきだと思う。たくさんの方の避難者を生み出したのは原発事故だとの認識に基づいて多様な支援策を検討することが避難元の県としての責任ではないのか。延長が難しい理由は何だと考えているか。

生活拠点課長

セーフティーネット住宅と同じ答弁になってしまうが、供与が終了して2年間の経過措置の中で安定した住まいの確保、再建に向けて進んでいってほしい。そのために県としても支援していくが、その一つとして住宅確保のサポート事業を行っている。今年度から、避難者の多い県外にも同じような事業を展開し、住まいの確保が難しい方と一緒に不動産屋に行き住宅確保を手伝ったり、引っ越しの書類作成などができない方に一緒について手伝うといったことをスタートしている。これは避難指示区域内外にかかわらず行うため、全国の26拠点などを通して事業を最大限に活用してもらい、安定した住まいの確保が1日でも早くなされるように引き続き支援していく。

宮本しづえ委員

新しい住宅を見つけるための支援について、実際の支援件数を聞く。

生活拠点課長

この事業は、平成28年度については29年の1～3月の実績になり、3カ月で約210回訪問して50世帯が新たな住まいを確保している。29年度については、約200回訪問して28世帯が新たな住まいを確保している。

宮本しづえ委員

昨年度の実績を見る限り、訪問回数は多いが、その割には住居を移った世帯が多くない。住居を移すことは本人にとっても非常にエネルギーが必要で、大変なことであるため、継続入居希望者にぜひ適切な支援を検討してほしい。

これから帰還困難区域の中に特定復興再生拠点区域の整備を図るとのことである。きのうたまたま大熊町から福島市に避難している帰還困難区域の方と話をすることがあった。その方の自宅も特定復興再生拠点区域に入っており、どうするかを迫られているが、自分の中でもまだ結論を出せないそうである。拠点整備を急ぐ余り、地権者の決断をせかして後で後悔を生むことになっても困ると思うが、この点については今どのように対応しているのか。

避難地域復興課長

特定復興再生拠点区域については、6町村において計画が国に認定されたところであり、現在、町村、国、県で構成される特定復興再生拠点整備推進会議において、拠点の今後の進め方について協議を重ねている。

宮本しづえ委員

地権者との関係でいろいろな手法があると思うが、それも含めてまだ決まっているわけではないのか。例えば区画整理をするときには、地権者としての権利があるため、決められない人については保留地処分の指定をして、とりあえず権利だけを持っておく方法をとる。地権者の権利保障について、決められないでいて、早く決めるよう言われることはどうもせつないようである。話を聞いて、権利がきちんとあることが本人に伝わる方法、本人に安心感を与える方法を今のうち

に検討しておかないといけないのではないかと思うが、どうか。

避難地域復興課長

特定復興再生拠点区域の進め方については、ただいま答弁したように、特定復興再生拠点整備推進会議において現在進めているが、その中で、事業の進捗管理や土地利用上の確認、情報共有等、事業の執行段階でさまざまな問題が発生することが予想されるため、その課題を分析したり、対策の検討などを進めていく。この会議には地元町村役場の事務方が参画しており、何よりも地元の声が重要であるため、それをしっかり聞きながら地元の方の考えと同じ方向で進めていきたい。

鳥居作弥委員

今度のオリンピック・パラリンピック、ことしのアクアマリンふくしまでの世界水族館会議と大きな世界的イベントが当面2つある。オリンピック・パラリンピックに関してはソフトボール関係で、世界水族館会議もしっかりとした予算をとって実行委員会を中心に機運の醸成などを図っていると思う。

オリンピック・パラリンピックもしくは世界水族館会議を成功させる目的は非常に大事であるが、目的とは別に一つのきっかけとして捉えたときに別なアプローチの仕方があるのではないか。例えば、今、世界的に問題になっている海洋汚染問題、マイクロプラスチックや酸性化といった問題があるが、世界水族館会議に500人以上の世界の方々が集まってこの福島の地で会議をするに当たって、企画調整部だけではなく教育庁などと連携しながら一つのきっかけとして捉えたときに、どのような施策があるのか。

ことしの2月ごろに本県が主催している「きになるひょうげん」という障がい者の絵の展示会を見たが、人の入りがいま一つな感じがした。オリンピック・パラリンピック、特にパラリンピックをきっかけに障がい者の書いた絵を展示して、障がい者についてわかってもらうことも必要だと思う。

そういったきっかけについて、県民の理解を得るための他部局との連携を考えていけば聞く。

オリンピック・パラリンピック推進室長

オリンピック・パラリンピックについての機運醸成だが、オリンピックについては、さまざまなイベントを通じて、例えば特に次世代を担う子供たちに対して野球・ソフトボールの開催や語学といったさまざまな観点で、オリンピックの先を見据えた取り組みにつなげようと、教育庁とも連携しながら進めている。

生涯学習課長

世界水族館会議は、本年11月にアクアマリンふくしまを会場として行われる。会議開催中、周辺に物産展や地域の安全性を示すためのブースなどを設けて、福島の海の安全、委員指摘の環境問題とともに、いわきの海産物の安全性について、地域の特産品の物販を通じてPRしていく予定である。関係部局としては、商工労働部観光交流局と一緒に今後対応していく。

鳥居作弥委員

私も県民としてこういった大きな大会、会議が行われることは非常にうれしい。目的も大事だが、福島のこれからを考えたときに、これをきっかけに県民やこれから未来を担う子供たちが何を思うか、何を考えるかである。皆がゆっくり考えるきっかけを心に刻んで、大会を成功させるために何が必要かを検討してほしい。

宮本しづえ委員

再エネについて聞く。第2期のアクションプランが今年度までで、今年度中に第3期のアクションプランを策定することになる。第2期のアクションプランは地域主導、産業集積、復興牽引の3つの柱を目標に掲げてきたが、地域主導と言いながら見た感じがどうしても実態としてはそうになっていない気がする。1,000kW以上のメガ発電はどれぐらいの割合になっているのか。数字として持っているものがあれば聞く。

エネルギー課長

すぐに資料が出ないため確認する。

宮本しづえ委員

復興の推進力と牽引の役割も果たさせるとのことだが、先日川内村に行った。村では再生可能エネルギーを積極的に進めており、地域の復興にもつなげたいと村長も一生懸命頑張っている。そこで、再エネの発電で地域にどれぐらいの還元があるか聞いたところ、固定資産税は入るとのことである。発電したものの一部が地域に還元される考え方があるが、それは入ってくるか聞いたら、それはないとのことである。少し驚きで、なぜないのかと純粹に思った。

再エネで売電利益の一部は地域に還元させ、地域の活力、復興の力にしていこうとの考え方があったと思う。しかし現場に行くとそうになっていないのは大変不思議であり、これはもっと研究すればよいと思って帰ってきた。事業者の間でどのようなになっているかは全く関与していないのか。

エネルギー課長

川内村の発電に関して、県の具体的な事業の中で地域参入型再エネ導入支援事業という、事業構築に当たって売電収益の3%以上を地域に還元することを要件として求めるものもある。

宮本しづえ委員

県としてもそういったことを条件に補助金を出しているのであれば、村がそれを理解していないことはないと思う。たまたま我々の聞き方が適切でなかったのかもしれないし、きちんと還元されていればよいが、そうでないとすれば適切な支援が必要ではないか。これは調査してもらえないか。

せっかくなので地域還元をもっと積極的に進めるように、事業者にも協力を要請すべきと思っている。それよりももっと考えなければいけないのは、地域主導型と言ったときに計画の段階から地域が主導的に再エネに取り組める仕組みづくりが必要である。

長野県に視察に行ったときに、再エネには2つあると言っていた。一つは、外国や県外など外からの資本で行う再エネ、もう一つは地域主導型で地域の中で循環し経済も循環する開発、推進方法とのことである。長野県は地域主導の循環型経済をつくるために、外からの資本は極力抑えながら、経済が循環する仕組みを積極的に推進していくことを明確に要綱に位置づけており、担当者からも明確に冒頭で説明を受け、考え方が非常にしっかりしているし、この考え方が非常に大事であると思った。

本県の場合も一応地域主導型と掲げているが、現実には外国資本のメガ発電が入ってきて、何回も問題にしているような、いわき市の大規模な風力発電が地域環境との関係で住民から大変なブーイングが出るといったことが起きている。せっかく地域主導型で進めるなら、それにふさわしい仕組みを考えないといけない。本当に再エネ推進の柱にしっかり据え、推進するための明確な目標と仕組みを考えていかないと、実態としてはそうならないのではないか。

第3期のアクションプランの計画策定に当たっては、そういった考え方を明確にすべきである。他県を視察して、県内の避難地域でもはっきりしないとの印象を受けたため、もっと明確な取り組みをすべきではないか。部長の見解を聞く。

企画調整部長

本会議でも答弁したが、これまでも地域主導型を柱に位置づけており、引き続きそのように取り組んでいきたい。

宮本しづえ委員

目標を掲げてはいるが、目標と実態との間に大きな乖離が生じているのではないか。第3期のアクションプランを策定するに当たって、丁寧に実態を把握しながら、そういった視点でもう一回実態を見直して、目標にふさわしい仕組みがどうしたらできるかをぜひ考えてほしい。

いわき市の遠野風力発電も三大明神風力発電もそうだが、資源エネルギー庁が事業認可を行う。また、風力発電なら計画に基づいて環境アセスメントをしなければいけない。このFIT法に基づく事業認可と環境アセスメントとの前後関係がばらばらになっているのではないか。

資源エネルギー庁は、全国あちこちで問題が起きているため、努力義務であるものの、計画立案の段階から住民との合意をきちんと行うようわざわざガイドラインまで改定して事業者に求めている。一方では住民との合意が得られないまま事業認可されてしまい、どういった関係性で資源エネルギー庁が求める住民との合意をつくり上げていくのか、プロセスがいま一つ明確にならない。だからいつまでたっても事業者との関係がはっきりせず、住民は戸惑いを抱えたままになってしまう。法律との関係でどう整理しているか。

エネルギー課長

具体的にいわき市遠野地区の風力発電の問題について、先日、地元の方々からの要望も直接受けた。やはり住民の理解が進んでいないことが一番の問題で、事業計画自体を中止すべきとの意見も出されているが、現行法令で言うと保安林の関係、環境全体のアセスメントの関係等があり、それぞれの法令をしっかりと守ることがまず重要である。また、住民の合意も必要であるため、その部分は新たなガイドラインにも盛り込まれたが、事業者は丁寧に何度も誠意を持って説明を重ねていく必要がある。要望があったことについてと、今後住民理解が進むように取り組んでほしいと事業者に伝えることとしたい。

宮本しづえ委員

県が事業認可するわけではないため、どこまで関与できるかの問題はあるが、FIT法に基づく事業認可が最初において、その後環境アセスメントでいろいろな問題が起きてしまっている。これは後先を逆にして、法も環境アセスメントも森林や土砂災害の関係も全部クリアして、住民との問題もなくなった段階で事業認可をすることが筋ではないか。ガイドラインを見直したのも資源エネルギー庁である。県としては県内で起きている問題を参考にしながら、住民とのトラブルを極力解決した上で適切な再エネができるように法律の仕組みを変えてもらう必要がある。そういった要請を国にしたらよいと考えるが、どうか。

エネルギー課長

平成29年3月に資源エネルギー庁でつくられた風力発電事業についてのガイドラインが30年4月に改定され、改定のポイントが住民理解の促進となっている。事業計画がうまく進んでいても住民の賛成が得られないために計画撤廃になっているところもあるため、しっかり住民とのコミュニケーションをとるようにと記載されている。県としては、国、県、市町村と役割があるが、それぞれの役割に沿ってしっかりと指導助言できるように連携して取り組んでいきたい。

宮本しづえ委員

昨年3月末で避難指示が解除された区域の帰還率がまだ1桁台である。一番新しい帰還率の資料があれば、ぜひ委員会

に出してほしいが、帰還が進まないことについて県や避難元市町村がどのように分析しているか聞く。

鈴木智委員長

まず資料提出は可能か。

避難地域復興課長

提出したい。

鈴木智委員長

各委員にお諮りする。ただいまの資料について提出を求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木智委員長

では資料を提出願う。

避難地域復興課長

帰還が進んでいない理由についてだが、避難地域の市町村長と直接話をする機会があり、その中では医療、介護の提供体制、教育環境、インフラ整備、人材の確保、子育て支援などの問題があるとよく聞いており、解決がなかなか難しいさまざまな課題が存在すると認識している。

佐藤雅裕副委員長

3点聞く。

まず、きょう説明があったふくしま新生プランの目標値が上がった件で、目標値が上がること自体は非常によいことである。ここに出ているものは企画調整部が1件であとは全て保健福祉部の案件だが、庁内で目標の見直しをする考え方、基準はあるか。

復興・総合計画課長

毎年9月に各部局に対して、各部門別計画で総合計画の指標と共有する指標について変更等がないか照会し、その上で6月に総合計画審議会で指標の変更を報告したものについて、今回報告した。

佐藤雅裕副委員長

基本的に見直しの考え方は企画調整部から出しているのではなく、各部局の判断で数値を比較して出しているのか。

復興・総合計画課長

総合計画の計画年次と各部局の部門別計画、さらにその下にひもづく個別計画等の年次は大体合わせていることが多い。また、今回保健福祉部が多かったのは、総合計画よりも短いターンで期間を区切っているものについて報告が多かったと認識している。大体部門別計画の改定年次等で各部局から報告が上がってきている。

佐藤雅裕副委員長

見直しそのものは非常によいことであり、計画年次に合わせてとのことだが、答弁中でもよくPDCAという言葉が出

てくる。こういったものは常態的に見直していくべきものだし、常に高い目標を掲げることは大切である。結果としてできないはあるが、高い目標を掲げないとそこには到達しないため、そういった意味でこれから計画年次に合わせてだけではなくて、ぜひ常態的に見直してできる環境にしてほしいが、どうか。

復興・総合計画課長

説明が足りなかった部分を補足する。この資料の一番下にある自殺者数については、昨年度6月の本委員会でも指標変更を報告したが、さらに実績が少なくなったため1年を置いたことしも目標を上方修正している。各部局とも年次計画ごとにとらわれる感覚は持っておらず、よりよいものを総合計画の指標と合わせて改正する考え方を、我々も改めて各部局と共有していきたい。

佐藤雅裕副委員長

ぜひそのように願う。

次に、水素社会の実現について説明があった。正直に言ってなかなか水素社会の実現が見えてきておらず、我々は議会で説明を受ける中でわかるが、一般の方と話すとき水素社会はどんなのか、県は一体何をしているのかとの声が非常に多いのが実感である。具体的に当初予算でもあったが、実現のためにどういった形で今取り組んでいるか。大きい水素製造拠点をつくることはわかりやすく、我々も説明できるが、特に使う側の、各所に燃料電池が設置され燃料電池自動車の導入が進むことが県民にとってはわかりやすいと思う。その辺の取り組みを聞く。

また、県でMIRAIを導入したが、道路ですれ違うことがめったにない。PRが目的だと思うので、稼働状況を聞く。

エネルギー課長

水素エネルギーの普及拡大の取り組みについて、燃料電池等の導入可能性調査として、燃料電池や燃料電池を使ったフォークリフトの導入について検討を進める市町村等について調査事業を支援する予定である。そのほかに燃料電池自動車の導入支援として、MIRAI等の導入費用の一部を支援しており、平成29年度から始めているが実績としては29年度で県内7台、今年度はこれまでに3台の支援をしている。

また、大規模な製造工場ではないが、水素ステーションの設置支援として、29年度には福島市と郡山市を営業場所にすする移動式ステーションの設置について支援し、今年度はいわき市内での定置式ステーションの整備に係る支援を採択している。

最後に、県の公用車MIRAIの稼働状況は、ことし3月20日に導入して各部局共用の集中管理公用車として活用しているが、6月末時点で16日稼働している。トータルの走行距離が1,253kmで、1日平均78km、週に1回程度の実績となっている。

佐藤雅裕副委員長

市町村にしても民間にしてもいろいろなハードルがあると思う。調査の中でこういったハードルがあるかしっかり把握して、次の施策につなげ、これから水素社会が実現されるようしっかり取り組まなければいけない。そういった取り組みをしっかりと進めてほしい。

また、稼働状況として3カ月で16日とは余りにも少なく、せっかくのMIRAIがもったいない。それに対してエネルギー課としてこういった見解を持っているか。

エネルギー課長

積極的活用について要請はしているが、現在、福島市飯坂町のステーションまで行かないと補填できず、ハード的な難

しさがあある。ただ、それを克服してでもPRしていかなければならず、運行に当たっては必要性を踏まえてどんどん使うべきであり、しっかり総務部と協力していきたい。

佐藤雅裕副委員長

管理そのものは多分財産管理課で行っていると思うが、ぜひ内部的に企画調整部からも、もっと水素自動車をPRのために活用する話をしてほしい。

最後に、この間ソフトボールの大会があって約8,000人の観客が来たとのことで、想定しているオリンピックの大会からすると大体3分の1の方が集まった。運営は市が中心になって行ったと思うが、そこで見えてきた課題があるか。また、我々も県内調査であづま総合運動公園に行き、残念ながら球場内しか見られなかったが、細かいところで来た方たちからの声までしっかり拾い上げて、バスをおりてから球場までのアプローチを含めてどういったところに問題があったかを県として把握しながら、オリンピックの本番に向けて対応していくべきであるが、その辺の状況はどうか。

オリンピック・パラリンピック推進室長

さきの日米対抗ソフトボールであるが、県として今回はシャトルバスでの輸送と、支えてもらったボランティアの運用の問題と大きく2つの観点を考えている。

輸送については、増便した分、乗降所に並ぶ県民への対応といった部分は特に課題はなかったと考えている。また、ボランティアの方々に手伝ってもらった会場内の案内や入場する際の受け付けについても、特に大きな課題はなかったと思う。来場者の声については、関係したボランティア団体の方々や輸送にかかわったバス会社、市も含めて改めて確認していきたい。

宮本しづえ委員

本会議で、商工業等の営業損害賠償の追加賠償が600件の請求に対して1件しか合意しておらず、しかもその1件は賠償ではなく移転補償との見方もあると指摘した。その後、県旅館ホテル生活衛生同業組合の方々が県に要請に来たと新聞報道を見た。要請を受け県として何か計画があれば聞く。

原子力損害対策課長

商工業等の営業損害の賠償について、当課においても、東京電力に対して商工業等の一括賠償後の追加賠償の件数は1件と確認している。昨年度以来、具体的には本年2月にも要望、要求活動をしているが、その中で追加賠償に関しては、まずは事業の特殊性、地域などの個別の具体的な事情を丁寧に聞きながら、的確に賠償を行うよう求めてきた。現在、賠償の課題については関係団体や市町村への訪問等を通じて把握に努めている。また、県の相談窓口においても状況把握に努めている。今後、適時適切に原子力損害対策協議会の活動を実施することにより、的確な賠償がなされるように取り組んでいきたい。

宮本しづえ委員

東京電力は個別的に事情を聞いているとのことであり、もうかなり時間がたっているが、1件から少しも伸びない。聞いた結果これはやらないとされてしまっているのではないかとの危機感を持って、本会議でも指摘した。東京電力からは、そうではなく、今は一生懸命事情を聞いている段階であり、これからそれに基づき賠償を検討し、追加賠償が出てくると聞いているのか。

原子力損害対策課長

まず前提として、商工業等の営業損害について事故との相当因果関係がある減収分については賠償されるべきというこ

とが基本的な考え方であり、幾度にもわたる原子力損害対策協議会の要望活動をするたびに、損害が続く限り賠償を継続することを繰り返し確認している。一括賠償とは2倍であり2年ではない。風評に伴う賠償であるため、基本的には風評はだんだんおさまっていくとの考えのもと、事業者がその2倍を超過する時期はまちまちであるとの前提で、今東京電力では一括賠償後の追加賠償について一件一件丁寧にヒアリングしている。そういった中で、まだ現時点で追加賠償の件数が1件となっていると認識している。

宮本しづえ委員

既に追加賠償の請求が600件出ており、一括賠償の期間から言えばもう3年になる。2倍とは年間相当逸失利益の2倍相当という言い方で、実質2年分と考えて間違いない。それでも追加賠償が認められた件数は1件しかないため、これはもう事実上の打ち切りにされてしまっているのではないかとの認識に立って対応することが必要である。それに対して適時適切に対応していくとの答弁であるが、たった1件しかない状況を放置していたら本当にこのままゼロでいくと思う。

業者もまだまだ被害が続いているとの認識があるから県に要請に来たので、その認識をまず一致させる必要がある。被害があるから賠償されなくてはいけないとの認識に基づいて、合意が1件しかないとすれば、やはりゆゆしき事態であり、全体会を開いて一気に打開する必要があるとの共通認識にする必要があると思う。

適時適切にとは今それをやることではないかとの意味で、知事にも答弁を求めたが、今までの答弁と何ら変わっていない。今起きている事態に危機感がなく、それを適時適切にとは言わない。今のやり方は適切ではなく、適時とは早くやらなくてはいけないのに対応が緩慢な気がしてならない。まず被害があるとの認識は一致しているか。

原子力損害対策課長

商工業等の営業損害に係る一括賠償後の追加賠償については、基本的にそれぞれの事業者の置かれた状況はさまざまである。そういった中で、当然我々としても、商工業等の営業損害については、繰り返しになるが、事故との相当因果関係があつて、それに伴う減収分があれば賠償されるべきとの認識である。

宮本しづえ委員

事業者によって規模や中身は違うかもしれないが、被害は継続しているとの基本的な認識は一致させなければ、同じ思いで共同で取り組もうとはならない。現状の捉え方が不十分である。これ以上聞いてもそこから先は出てこないため、ぜひ商工労働部ともよく連携して実態を正確につかみ、その上で適切な行動を起こすことを求める。

エネルギー課長

先ほどの宮本委員からの質問で、2018年の再エネ発電のうちメガワット発電の割合についてだが、太陽光と風力については、件数と稼働状況の資料があるものの、全体に占める割合が出せないため、後ほど資料で提出したい。

鈴木智委員長

ただいま資料提出との話があつた。提出を求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木智委員長

異議ないと認める。資料提出をよろしく願う。

(7月 3日 (火) 生活環境部)

宮本しづえ委員

除染で出た除去土壌に係る再生利用の実証事業について、二本松市の実証事業については住民の合意がまだ図られていないため、環境省が事業そのものを見直すとの報道がされているが、県にはどのような報告があるか。

中間貯蔵施設等対策室長

二本松市における実証事業については、環境省が見直すと今回報道があったが、県にも、地元への説明等の経過を踏まえ、環境省が事業実施について再検討すると報告があった。

宮本しづえ委員

再検討する中身について、具体的にはこの地域でもう一回内容を変えて行うのか、実証事業そのものを基本的に行わないとの検討なのか。

中間貯蔵施設等対策室長

今後の方向性について、まだ確たるものではないが、実施しないことも含めて再検討すると聞いている。

宮本しづえ委員

この実証事業については既に事業者と契約を結んでいた。この契約は現段階でまだ解除にはなっていないか。

中間貯蔵施設等対策室長

現行の実証事業実施に向けて、これまで契約した案件については契約を解除すると報告を受けている。

宮本しづえ委員

除去土壌の再生利用については、わずか200mの道路であっても非常に住民の反発、批判が大きいとのことである。本県の場合は、除染して、もとのきれいな環境に近づけようと努力してきた経過がある。それをもう一度再利用することについては、県民の感情的に受け入れがたいものがある。本県においてはそもそも再利用はなじまないとの方向で、環境省と改めて協議すべきである。

南相馬市小高区は実証事業が始まっており、飯舘村も特定復興再生拠点の整備に向けてかなり広大な面積について再利用することになる。それを聞いた県民からはなぜそれを行うのかとの意見が相当ある。農地として利用することのだが、本当に農地として再生利用ができるのか大変気がかりであり、この辺の見通しを聞く。また、飯舘村の実証事業には実際には除去土壌がどれくらい使われることになると報告を受けているか。

中間貯蔵施設等対策室長

まず実証事業の実施に関する見通しについて、委員指摘のとおり、確かに再生利用は安全性の確保が最優先であると捉えている。また、実施する地元の理解も極めて重要であると考えており、国に対してはその点を丁寧に対応するように求めている。さらに、実施効果については、そもそも実証事業の目的が安全性の確認、管理方法の検討であるため、県としても実施状況についてしっかり確認していきたい。

飯舘村の使用量については、もともと飯舘村の特定復興再生拠点計画の前段の構想で農地造成の考えがあり、環境省としても、村の要請を受けて実証事業を実施しながら環境再生事業に協力していく考えである。報道によるものだが、現在

環境省では村に対して、村内の除去土壌を集約したフレコンバッグ3万袋のうち、今年度実証事業で実施する想定として9,000袋について再生資材化を図る計画であると説明したと聞いている。

宮本しづえ委員

除去土壌の利用については、安全性を確認するとのことだが、この間ずっと放射能をめぐって県民との間で安全と安心は違うことが根本的な問題としてある。県民の感情にしっかり寄り添った対応が必要である。例えば実証事業で余り影響がないという科学的な根拠が得られたとしても、それが県民の感情として受け入れられるかは全く別次元の問題である。こういった次元の異なる問題を単なる科学的なことだけで判断するわけにはいかない。これが原発事故の難しさだし、放射能汚染物の対応の難しさでもある。県としては県民の思いをしっかり受けとめて対応すべきであり、そのように対応してほしい。

また、帰宅困難区域の除染が本格的に始まっている。この国直轄事業の除染をめぐっては談合ではないかとか、職員と事業者との癒着の問題などさまざまな問題が指摘されており、不適切なことがたくさん起きている印象がある。国が事業者を指定するため、県としてなかなか物を言いにくい点はあるが、基本的に除染なのでそれほど難しい作業ではなく、なるべく地元の事業者へ直接発注することを県としてぜひ要請してほしい。

国の発注はどうしても中央の大手企業に直接発注し、大手がそれぞれの町で事業をすみ分けて受注するため、98、99%の受注率になってしまうと思う。それほど難しい作業ではないものについては極力県内の事業者へ優先的に発注してもらい、除染事業が本県の事業者の復興にもしっかり貢献できるように、国の責任としても仕組みを考える必要がある。この点について県は国に要望を行っているか。

除染対策課長

国直轄除染の発注について、市町村除染も国の除染も住民の信頼のもとにこれまで行ってきたことを考えると、不信感を持たれることは非常によくない。ここについては、これまで同様、県、市町村、国としても真摯に対応していく考えは当然だと思う。国の直轄除染の発注については、一義的に国の責任のもとで発注し、業者選定についても法に従って競争性を確保した中で選定し、発注する際に組む設計に当たっては、定期的に見直しをしながらしっかりと適正性を確保していく流れで進めていると国からも報告を受けている。

県としては、報道を踏まえて、以前から、例えば労働条件の適正な確保、下請、元請の関係について、下請や除染作業員にしわ寄せがあるといったことがないように、トラブルの解決も含めて、国に対してはしっかりと要望、要請を継続的に行っている。

宮本しづえ委員

国に要請しているとのことだが、帰還困難区域の作業であり危険手当が1日1万円つくと思う。また除染で普通作業の設計単価がある。県内であれば今1万7,000円ほどになり、1日合わせて2万7,000円ほどになる。しかし作業員の話を見ると実際にはそんなにもっていないとのことであり、一体どこにいつてしまうのかとの素朴な疑問が出てくる。しかも地元の事業者はピンはねされ、さらに下請、さらに作業員でピンはねされ、結果的に作業員が手取りとして受け取るのは危険手当の1万円ぐらいしかない現状がまだ続いている。これはどう考えても不適切だと思う。

危険区域での作業で、比較的労賃も高いため、しっかりこれを県内に還元させる取り組みが大事だし、作業の安全面からも非常に重要であり、ぜひこの点は国にも求めてほしい。

もう一点、只見線の報告があり、鉄道軌道整備法が改正になって黒字の鉄道事業者であっても、災害復旧については国が補助できることとなった。今回の法律改正によって、81億円と算定されていた復旧費の負担割合はどのように変化するか。

生活交通課長

鉄道軌道整備法が改正になり、国が鉄道事業者に4分の1を補助するとのことだったが、特段の取り組みをする場合には3分の1にすることができることとなった。地元の負担が54億円で3分の2相当であるが、JR東日本の81億円全額が対象経費として、国がもし3分の1を支払うことになれば、そのうち27億円が国庫負担となるため、地元負担の54億円が27億円に減額になると捉えている。

宮本しづえ委員

今回、特別に国が手厚く補助する対象事業にみなされることは間違いないのか。

生活交通課長

4分の1が法改正の負担率だが、さらに省令により上下分離方式など地元の負担が相当程度あるもの、地元のかかわりが強いものについて国庫負担を4分の1から3分の1に引き上げる場合があり、只見線は対象になると捉えている。

渡部優生委員

関連で聞くが、法改正になったことで負担割合の話もあった。この法の施行日はいつか。

生活交通課長

6月15日に参議院の本会議で可決された。国土交通省の担当などから3カ月間ぐらい時間がかかるのではないかと聞いており、8月末～9月ぐらいに施行となると考えている。

渡部優生委員

少し気になるのは、6月15日に起工式を行ったということは当然発注しており、工事も始まる。法律の施行前に事前着工しているが、それでも該当するのか。

生活交通課長

遡及対応されるものとして進められていると聞いている。

渡部優生委員

県とすれば、法律が通ろうが通るまいが自前で進めていくとの姿勢で今まで基金を積んできて、今度国から3分の1の財源が入ってくるため、積み上げた基金の活用がよい面での一つの課題になると思う。使う必要がなくなった基金の取り扱いについては今後どのような協議をするか。

生活交通課長

基金は21億円を超える額を積み上げている。当初は85億円という概算の復旧費があり、その4分の1に当たる金額として県と市町村で積み立てた金額だが、先ほど答弁したように、国の補助があったとして地元負担は27億円になる。21億円は復旧工事に使うために積み立てたものであり、まだ基金だけでは足りないことになる。基金を充当するに当たって、地元が負担したものに対して、例えば特別交付税の充当などいろいろ制度があるため、もし結果として基金を全額使わなくてもよくなった場合には基金をどうするかの話になる。だが、現段階だと地元負担27億円に対してまだ6億円が不足する状態であり、そのあたりをよく見きわめつつ、基金の活用については考えていきたい。

佐藤雅裕副委員長

部長説明要旨 2 ページ、イノシシの新しい管理計画についてこれから 1 年前倒しで見直すとのことである。現段階でどのような方向性で見直していくのか。

自然保護課長

イノシシの管理計画については、平成27年度から計画が実行されており、27～29年度で約 6 万頭捕獲している。計画では年 1 万8,000頭であるため、5 万4,000頭よりも多く捕獲しているが、まだまだ被害が減っておらず、目撃情報が多い。そのため、今後、計画策定時の推定生息数を検証すると同時に、実際、県全体としてマクロ的に見れば捕獲はしているが、県民、住民からすればまだ被害が減っていないというミクロ的な部分との齟齬をどのようにしていくかについて、専門家の意見を聞きながら検討していきたい。